

- 厚生労働省において、介護分野の文書に係る負担軽減に関する取り組みを行うため、オンラインによる指定申請等が可能な「電子申請・届出システム」の運用が開始されているところです。

本県においても、令和7年4月より「電子申請・届出システム」の運用を開始します。

対象となるのは、県が指定する介護サービスに係る指定申請、更新申請、変更届、加算の算定に関する届出、廃止・休止・再開届等についてです。

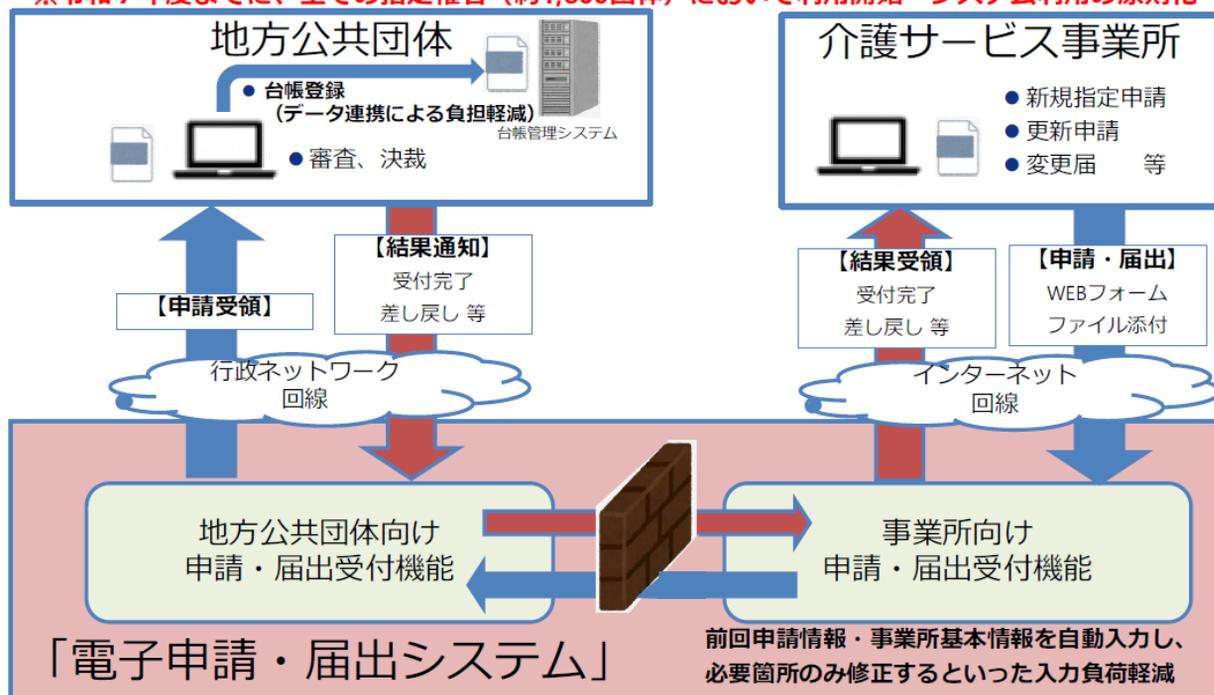
※従来どおり書面による申請も可能です。

※県指定サービス以外の取扱いについては各市町（指定権者）にご確認ください。

【参考】介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化（厚生労働省HP）<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

【厚生労働省説明資料】

※令和7年度までに、全ての指定権者（約1,800団体）において利用開始・システム利用の原則化



1 電子申請・届出システム

- システムには、下記ホームページからログインしてください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

※操作マニュアルはリンク先の右上部にある「ヘルプ」から参照できます。

※システム内でアップロードする書式や手続きについては、下記「かいごへるぶやまぐち」の各ページをご確認ください。

<https://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/748.html>

※「加算に関する届出」を行う際は必ず「介護給付費算定に係る体制状況一覧表」を添付してください。

※ログインにはG Biz I Dが必要です（下記2参照）

【電子申請・届出システム ログイン画面】



2 システムの利用に際して必要な準備

○ G Biz I D（※必須）

システムの利用に当たってはG Biz I Dの取得が必要です。
取得には2週間程度かかります。
詳しくは下記ホームページをご確認ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>



○ 登記情報提供サービス（※登記事項証明書の提出が必要な場合）

システム上では登記事項証明書（原本）の提出ができないため、登記情報提供サービス（有料）を利用してダウンロードした「**照会番号・発行年月日付きのPDFファイル**」、または「**照会番号・発行年月日を入力したtxtファイル**」を、添付書類としてアップロードしてください。詳しくは下記ホームページをご確認ください。（※サービス利用には登録費用及び利用料金がかかります。）

<https://www1.touki.or.jp/>

※登記情報提供サービスが利用できない場合は、登記事項証明書（原本）を各健康福祉センターに提出してください。

【登記情報提供サービス ログイン画面】



【登記情報提供サービスで打ち出したPDFファイルの添付イメージ】

- 添付ファイルでの提出例

2022/10/18 15:30 現在の情報です

発行年月日: 2022/10/18
照会番号: 0682172882

照会番号の有効期間は発行年月日から100日間です。
東京都港区西新橋

会社法人等番号			
商号	日本コンピュータシステム株式会社		
本店	東京都港区虎ノ門一丁目2番12号		
	東京都港区西新橋二丁目3番1号	平成28年 5月23日移転	
公費をする方法	官報に掲載する方法により行う。		
		平成28年 5月23日登記	
会社成立の年月日	昭和55年12月25日		
目次	1. コンピュータソフトウェアの開発およびサービス		

3 手数料の納付

- 新規指定申請や指定更新申請の際には手数料の納付が必要です。
システム上では手数料の納付ができないため、貼付用の用紙に山口県収入証紙を貼り付けて、各健康福祉センターに提出してください。

※貼付用の用紙は、「かいごへるぷやまぐち」の各サービスのページから取得してください。

<https://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/748.html>

※手数料については下記ページをご確認ください。

<https://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/3121.html>

※手数料の納付も含め、添付書類の内容に不備がある場合や、修正・追加書類の提出が遅れ、審査に支障を来す場合には指定等ができないこともあります。